

消防情第 176 号
平成 26 年 4 月 23 日

各都道府県消防防災主管部長
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消防庁防災情報室長
(公 印 省 略)

「携帯電話等を所持している要救助者の位置情報が把握できない場合の当面の
対応について」の改正について

携帯電話等を所持している要救助者の位置情報については、要救助者の携帯電話番号等
が判明している場合、基地局の位置情報の提供が可能とされているところです（「携帯電話
等を所持している要救助者の位置情報が把握できない場合の当面の対応について」（平成 25
年 4 月 12 日付け消防情第 120 号。以下、「当面の対応通知」という。))。

このたび、新たに電気通信事業者が一定の条件のもと、消防本部からの要請により、要
救助者の携帯電話等の GPS 情報を取得できることとなりました。

つきましては、従来の基地局情報に GPS 情報を加えた位置情報の照会方法について、電
気通信事業者と協議を行ったところ、当面の対応通知からの主な改正点を、下記のとおり
とりまとめましたのでお知らせします。また、照会を行う要件等について、改めて別紙の
とおり取扱いをまとめましたのでお知らせします。

あわせて、都道府県におかれましては、貴都道府県内の市町村を管轄する消防本部（指
定都市を管轄する消防本部、東京消防庁を除く。）へ本内容について周知をお願いします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言と
して発出するものであることを申し添えます。

記

<主な改正点>

- 1 照会を行う要件、照会手続等について（別紙関係）
照会を行う要件、照会手続等について、別紙にとりまとめた。
- 2 照会を行う要件について（別紙 1 (3) 関係）
基地局情報と GPS 情報を取得するための共通の要件を定めた。
- 3 照会手続きについて（別紙 2 関係）
基地局情報の提供を求める場合に GPS 情報の提供を求めることができる場合を追加
した。

4 留意事項について

(1) プライバシー性について（別紙 4(1)関係）

取得した位置情報の取扱いについて、留意すべき事項をとりまとめた。

(2) 違法性阻却事由の判断について（別紙 4(2)関係）

違法性阻却事由の判断の一助となるよう、参考資料で例示した。

5 照会書について

(1) 照会する電話番号への通信状況欄の追加（照会書記2関係）

照会する位置情報の種類（基地局情報又はGPS情報）を確定するために確認が必要になる、照会する電話番号への通信状況について記載する欄を設けた。

(2) 事案の概要について（照会書記3関係）

「要救助者氏名」「救助要請者氏名」を記載する欄を設けた。

(3) 照会する位置情報の種類について（照会書記4関係）

GPS情報が取得できることとなったため、追加した。

(4) その他（照会書記5関係）

位置情報以外に必要な情報を求める場合に記載する欄を設けた。

（連絡先）

消防庁国民保護・防災部防災課防災情報室

担当：齋藤補佐、松崎係長、元山、濱

電話：03-5253-7526

FAX：03-5253-7536

消防本部から携帯電話等を所持している要救助者の位置情報が把握できない場合の位置情報の照会について

1 照会を行う要件

位置情報の照会を行う場合は、次の要件を全て満たすこと。

- (1) 照会の目的が、要救助者の生命、身体の保護であること。
- (2) 要救助者の生命又は身体に対して重大な危険が切迫していると認められること。
- (3) 要救助者を早期に発見するために当該位置情報(基地局情報又は GPS 情報)を事業者が取得し、係る情報の提供を受けることが不可欠であると認められること。

2 照会手続

要救助者以外の第三者による通報時において、要救助者の位置情報を照会する場合は、(1)又は(2)によること。照会の流れについては、別添1に従い、別添2の連絡先に対して、電気通信事業者にも違法性阻却事由の有無について判断できるよう、別添3の文書(FAXを含む。)で行うこと。なお、照会に当たっての注意事項を別添4のとおりまとめたので参考とされたい。

- (1) 原則、基地局情報のみの提供を求めること。
- (2) ただし、山間地など基地局カバーエリアの広範な場所に要救助者が位置していることが見込まれ、基地局情報の精度の低下が予想される場合であって、以下の①～③を満たす場合は、GPS情報の提供を求めることができる。この際、GPS情報は、端末の設定状況や周辺環境に影響されることから位置情報の取得が困難であること、また、GPS情報の取得に失敗した場合には、基地局情報のみの提供を指定した場合と比べて、基地局情報の提供を受けるまで最大25分程度の遅延があることを考慮して照会すること。
 - ① 要救助者が所持している端末が株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、ソフトバンクモバイル株式会社又はKDDI株式会社・沖縄セルラー電話株式会社の回線であると判明していること。
 - ② 消防本部が照会直前に架電した際、呼び出し音が鳴ること(端末の電源が入っており、サービス圏内であること)。
 - ③ 要救助者が所持している端末が、GPS対応機種である見込みがあること(明白にGPS未対応機種であると確認できないこと)。

3 照会先の電気通信事業者が不明の場合

照会先の電気通信事業者が不明の場合は、電気通信番号指定状況(URL:http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/top/tel_number/number_shitei.html)を参照し、電気通信事業者を特定し、照会すること。

4 留意事項

(1) プライバシー性について

位置情報は、違法性阻却事由がある場合を除き、電気通信事業者が本人の同意なく他人に提供しないものとされている。特に、本通知で行う照会のうち GPS 情報については、電気通信事業者が営業上保有しない情報の新たな取得を依頼するものである。また、位置情報は高いプライバシー性を帯び、人命救助の場面において一定の有効性を持つと考えられる一方で、不正利用や誤って取り扱われた場合には、事後的な回復が困難な被害が生じ得るものであり、取扱いについては慎重を期す必要があることを強く認識し、以下の点に留意されたい。

- ① 前1の照会要件の該当性の判断は厳重を期すること。
- ② 提供された情報の取扱いは、出場先の特定など消防本部内においても最小限に限ること。
- ③ 提供された情報については、各市町村における個人情報保護に関する規程に基づいて適切に管理すること。特に要救助者の家族等救助を求めた者へ情報提供する場合は、要救助者本人の意思を尊重し、プライバシーに十分配慮した対応を行うこと。

(2) 違法性阻却事由の判断について

違法性阻却事由の判断について、参考資料を添付するので、判断の一助とされたい。

(3) 119番通報を行った者の位置情報

119番通報を行った者の位置情報の照会については、前(1)の扱いとは異なる。よって、従前どおり、119番通報に係る位置情報に関する各消防本部と電気通信事業者との確認書等に基づいて照会を行うこと。

5 運用開始日

この通知の運用は、平成26年4月23日から適用する。

※以下、別添及び参考資料については省略。